

## 特例病床（精神病床）の設置について

### 1 設置する医療機関名

医療法人沖繩徳洲会 湘南鎌倉総合病院（鎌倉市岡本 1370-1）

### 2 病床種別及び病床数

精神病床 10 床（保護室含）

### 3 設置の理由

「神奈川県保健医療計画」において、精神疾患と身体疾患を合併した患者の受入体制整備を進めるとしているため。

### 4 設置根拠

医療法第 30 条の 4 第 9 項、医療法施行規則第 30 条の 32 の 2 第 1 項第 6 号薬物（アルコールその他）中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、合併症を伴う精神疾患に係る病床

### 5 本県の精神科医療を巡る状況

#### （1）精神病床

療養・一般病床とは異なり全県 1 区である。既存病床数 14,002 床に対し、基準病床数は 11,317 床で、既存病床が基準病床を 2,685 床上回っている。（平成 30 年 3 月末現在）

#### （2）精神科救急

病床が確保できない等の理由で、深夜帯に対応できず、翌日に持ち越し件数が平成 29 年度は約 70 件であった。

#### （3）消防機関による救急業務としての傷病者の搬送

身体合併症等（内臓疾患、外傷等）を伴う精神疾患患者の搬送が増加しているが、救急病院等において、これらに対応できる体制の整備が十分でないことから、現状では受け入れが困難になっていること。

### 6 今後のスケジュール（予定）

3 月 7 日の県保健医療計画推進会議で意見徴収及び、3 月 14 日の県医療審議会（諮問、答申）を経て、国の同意を受け、許可手続きを行っていく。